

伊根町新型コロナウイルスワクチン接種 実施計画

(令和3年4月 第2版)

伊根町

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大を防止町民の生命及び健康を守るため、その対策に取り組みながら、社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。新型コロナウイルスワクチン接種（以下、「コロナワクチン接種」という。）については、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項により同法第 6 条第 1 項の規定による予防接種とみなして行われる新型コロナウイルス感染症の「臨時接種」に該当することから、国の主導のもと、接種事務を円滑に行うことにより、個人の発病又はその重症化を予防し、併せてこれによりその蔓延の予防に資することを目的とし実施する。実施に当たり、国や府、与謝医師会との連携の下、円滑な接種が行われるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」等、国が示すガイドライン等を踏まえ、住民接種における実施計画の策定等の基本的な考え方、実施体制の構築等について示す。

なお、本計画は、実施体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 実施体制について

(1) 実施期間

令和 3 年 2 月 17 日から令和 4 年 2 月 28 日まで

(2) 接種対象者

コロナワクチン接種は、厚生労働大臣が接種の指示を行う際に対象者を指定することとなる。この対象者について、原則、居住地において接種を受けられることとし、接種を受ける日に、住民基本台帳に記録されている者を対象として行う。

また、接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると町長が認める者についても、当該者の同意を得た上で、接種を実施する。

【接種対象者の分類（令和 3 年 1 月 1 日時点）】

総人口	2,031 人	
65 歳以上	997 人	
60～64 歳	152 人	855 人
50～59 歳	205 人	
40～49 歳	167 人	
30～39 歳	160 人	
20～29 歳	128 人	
16～19 歳	43 人	

(内訳)

医療従事者等	15 人	実数
基礎疾患を有する者（概数）	167 人	総人口の 8.2%（20～64 歳の場合）
高齢者施設等の従事者	41 人	実数

(3) 接種順位

1	医療従事者等	新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者（注）を含む。以下同じ。）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む）
2	高齢者	令和3年度中に65歳以上に達する者。 ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。
3	基礎疾患を有する者	1. 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の者で、通院/入院している者 ①慢性の呼吸器の病気 ②慢性の心臓病（高血圧を含む） ③慢性の腎臓病 ④慢性の肝臓病（肝硬変等） ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く） ⑦免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む） ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ⑪染色体異常 ⑫重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ⑬眠時無呼吸症候群 ⑭い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合） 2. 基準（BMI30以上）を満たす肥満の者
4	高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等において、利用者に直接接する職員
5	60～64歳の者	ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同じ時期に接種を行う
6	その他の者	ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種。 ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。

注) 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

(4) 接種券の発行

接種券については、住民基本台帳に記載されている者のうち、データ抽出の基準日から発送を行うまでの間に、住民基本台帳から削除された者を可能な範囲で抜き取り処理を行い発送する。また、各発送区分のデータ抽出の基準日から発送期間の末日までの間に転入等の事由により、住民基本台帳に新たに記載された者であって、当該区分に該当する者のうち、接種券等を送付していない者について、追って接種券等を発送する。

【具体的な発送区分ごとに想定される発送期間（令和3年3月28日時点）】

	発送区分 (令和4年3月31日時点での満年齢に基づく)	発送時期	データ抽出の基準日
1	65歳以上	令和3年4月23日	令和3年1月1日
2	それ以外の者	具体的な期間は追って示される	令和3年4月1日

ア 65歳以上の対象者への送付物（資料1～3）

- ① 接種券（資料1）
- ② 案内通知「新型コロナワクチン接種のご案内」（資料2）
- ③ 通知「新型コロナワクチンについて」（資料3）

イ 64歳以下の対象者への送付物

国の情報に基づき、送付時期に応じて作成する。

ウ 高齢者施設等の従事者及び集団接種会場従事者に係る接種券付き予診票等

高齢者施設等の従事者及び集団接種会場従事者であって、接種を希望する者には、それぞれの所属長が作成したリストに基づき、「接種券付き予診票」を1人につき2枚発行する。また、高齢者施設等の従事者については、施設長が従事者であることの「証明書」を発行し、接種時に提示することとする。

(5) 住民票所在地以外での接種

コロナワクチン接種者については、原則、住民票所在地で接種を行うこととしているが、やむを得ない理由がある場合は住民票所在地以外での接種が認められる。住民票所在地以外で接種を受ける者（以下、「住所地外接種者」という。）は、原則、接種を行う医療機関等が所在する市町村に事前に届出を行うこととするが、一部の対象者については、接種を受ける際に医師に申告を行う事等により、申請を省略することとする。

【住所地外接種対象者

(当該対象者は、接種を受ける時点において、現にその状態にある者に限る。)]

事前の届出が必要な者	届出を省略することができる者
<ul style="list-style-type: none">・ 出産のために里帰りしている妊産婦・ 単身赴任者・ 遠隔地へ下宿している学生・ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者・ その他市町村長がやむを得ない事情があると認める者	<ul style="list-style-type: none">・ 入院入所者・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合・ 副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合・ 市町村外の医療機関から往診により在宅で接種を受ける場合・ 災害による被害にあった者・ 拘留又は留置されている者、受刑者・ 住所地外接種者であって、市町村に対して申請を行うことが困難である者

ア 事前申請の方法

住所地外接種者は、原則接種を行う市町村に事前に郵送申請、窓口申請のいずれかの方法で届出を行うこととする。

① 郵送申請

住所地外接種者は、「住所地外接種届（資料4）」を記載し、接種券の写し（コピー等）及び返信用封筒を添付して郵送する。町は、「住所地外接種届」を郵送により受理した場合、記載内容の確認後、住所地外接種届出済証（資料5）を郵送により交付する。

② 窓口申請

住所地外接種者は、接種を受ける医療機関所在地の市町村の窓口「住所地外接種届」及び「接種券（又は接種券の写し）」を提出する。当町が申請を受付けた場合は、内容を確認後、住所地外接種届出済証を申請者に交付する。申請時に、接種券（原本）が提出された場合は、写しをとり、接種券を本人に返却する。

イ 申請受付期間

住民票所在地以外での接種の申請受付期間は、住所地外接種者が接種を受けることができる期間とする。

【住所地外接種に該当しない者】

接種順位の上位となる医療従事者等及び接種順位の特例となる高齢者施設の従事者に係る予防接種は、各医療機関や当該高齢者施設において接種を行い、接種

券が自治体から発行されていない段階から接種を行うことから、接種券付き予診票を用いて接種を行う場合は、町への住所地外接種届けは要しない。

(6) 接種費用

コロナワクチン接種は特措法第 46 条の規定に基づき、接種費用の自己負担は無料であり、費用負担割合は国 10/10 である。

(7) 町民への情報提供及び相談受付

町民に対して、接種開始時期や接種会場等について、接種券等の個別通知や広報紙、いねぼん等により情報提供するとともに、コールセンターを設置し相談に応じる。

コールセンターは、平日の 9 時から 17 時まで稼働する。

※伊根町新型コロナワクチンコールセンター TEL (0772-32-3255)

(8) 接種方法

接種方法は主として集団接種とする。なお、基礎疾患等によりかかりつけ医等での接種が必要な者等は個別接種とする。また、訪問での接種が必要な者は訪問接種とする。

(9) 接種会場における感染防止対策

接種会場において感染症が拡大することのないよう、時間ごとの受付枠の設定、被接種者の動線の検討、定期的な換気等により、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（3密対策等）を講ずる。

(10) ワクチンの供給

ワクチンの供給に当たっては、国が製造販売業者から一括購入し、ワクチン接種円滑化システム（以下、「V-SYS」という。）を用いて配分調整される。供給を担当する製造販売業者や卸業者により基本的接種施設である伊根診療所に納品される。町は V-SYS を用いて、割り当てられたワクチン量を確認し、接種会場へ分配する。また、集団接種実施時には接種会場情報の登録、予約状況の更新、接種実績の報告等も併せて行う。当面、確保できるワクチンの量に限りがあることから、ワクチンの取り扱いには十分に留意するとともに、1バイアルあたりの接種人数の倍数になるように受付枠を設ける等、ワクチンロスが極力少なくなるように努める。

(11) 接種記録

町は、接種券等の発券・送付後の状況を管理するとともに、予防接種台帳を作成し、予防接種法施行令第 6 条の 2 や文書管理規定等に従い、5 年間管理・保存する。

医療機関等においては、対象者の診療録とともに予診票の控えを保管するもの

とする。その取扱については、診療録に準ずるものとし、原則として5年間保存する。ワクチンによっては複数回の接種が必要となること、2回目以降の接種については同一種類のワクチンを接種しなければならないことから、接種記録はVRS（接種記録システム）を用いて速やか電子化し、健康管理システムとの連携により予防接種台帳に取込み管理する。

(12) 費用請求支払

コロナワクチンの接種に係る費用については、原則住民票所在地の医療機関等で接種を行うことから、医療機関等が直接市町村へ請求するものとする。一方、やむを得ない事情により、住民票所在地以外の医療機関等で接種を行った分の請求支払について、各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）及び国民健康保険中央会を代行機関とする。町と国保連との間の契約については、京都府に権限を委任する。

(13) 健康被害救済の申請受付及び給付

予防接種法に基づくコロナワクチン接種を受けた者に接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済給付の申請を受け付け、必要な調査等を行うとともに、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、救済給付を行う。また、救済給付に係る費用は、同法附則第7条第3項の規定により、国が負担する。

(14) 予防接種後副反応疑い報告書

医師が予防接種法施行規則第5条に規定する症状（報告基準参照）を診断した場合は、速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構に FAX（0120-176-146）にて報告するとともに、町に報告する。

予防接種後副反応疑い報告書（資料6）

3 集団接種

(1) 実施期間及び実施会場等

○実施期間：令和3年5月23日から開始。

終了日はワクチン供給時期により未定。

① 第1回目：令和3年5月23日 ⇒ 第2回目：令和3年6月13日

② 第1回目：令和3年5月30日 ⇒ 第2回目：令和3年6月20日

※その後の実施についてはワクチンの供給状況や予約状況等を鑑み検討する。

○実施会場：伊根町コミュニティセンターほっと館

(2) 実施体制

○接種責任医師

石野 秀岳 伊根診療所長

○従事医師

日 時	午 前	午 後
令和3年5月23日(日)	石野 秀岳所長	(主) 瑞慶覧 聡太医師 (副) 石野 秀岳所長
令和3年5月30日(日)	石野 秀岳所長	(主) 松原 慎医師 (副) 石野 秀岳所長
令和3年6月13日(日)	(主) 瑞慶覧 聡太医師 (副) 石野 秀岳所長	石野 秀岳所長
令和3年6月20日(日)	(主) 瑞慶覧 聡太医師 (副) 石野 秀岳所長	(主) 辛 丙圭医師 (副) 石野 秀岳所長

○従事職員

医師：1～2名

看護師・保健師：約10名

事務職員：約30名

○接種体制

事前問診3～4ブース、問診1ブース、接種3ブース設置し、1日240人程度の予約者へ対応する。

○実施時間

・午前2時間30分（午前9時30分～12時）4グループ×30人=120人

・午後2時間30分（午後1時30分～16時）4グループ×30人=120人

*接種は、午前・午後とも30分前に終了

(2) 人員配置及び会場レイアウト

○任務分担表（別紙1）

○会場レイアウト図（別紙2）

(3) 必要物品

接種会場における必要物品については、必要に応じて購入する。

なお、ワクチン及び希釈・接種するための注射針・シリンジ（注射筒）・日局生理食塩液は、国から供給される。

接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品、物品や薬剤の準備を行う。

○基本的な物品

①設営に関するもの

各チームのマニュアルに記載（マニュアル参照）

②接種に関するもの

接種チームのマニュアルに記載（マニュアル参照）

③救急対応に関するもの

体調確認看護師チームのマニュアルに記載（マニュアル参照）

（4）実施方法

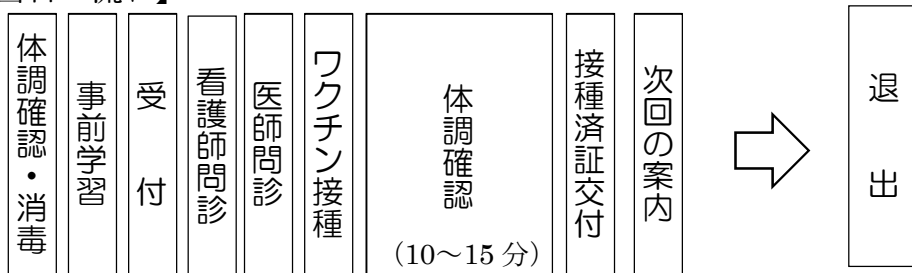
ア 事前準備

- ①町は、V-SYS を用いてワクチンの希望量を登録し、入荷量を確認する。
- ②町はワクチンの入荷量に応じて予約を開始する。
- ③接種希望者は、コールセンターで1回目の接種日時を予約する。
- ④町は、予約受付者に予診票・案内通知等を発送する。
- ⑤ワクチン管理担当者は、予約者数に応じて接種2日前の金曜日夕方に必要量を伊根診療所ワクチン保冷庫に移す。
- ⑥看護師は、接種当日⑤のワクチンをシリンジに充填したのち接種会場へ運搬する。

イ 接種当日

- ①被接種者は、接種会場に「接種券」、「予診票」を持って受診する。
- ②被接種者は、接種会場ですぐ検温を行い、医師のワクチン接種に関する講話を動画で視聴する。
- ③受付担当者は、本人確認、持ち物確認等を行う。2回目接種の場合は「接種済証」にてワクチン種別を確認する。
- ④看護師（保健師）は、記入された「予診票」に記入漏れ等がないかを確認し、医師問診時に確認の必要な事項がある場合は聞き取りを行い予診票に必要事項を記入する。併せて、被接種者の不安等の相談に応じる。
- ⑤医師は、記入された「予診票」を元に、問診・視診・聴診等の診察を行い、結果について「予診票」医師記入欄「可能・見合わせる」のいずれかに☑をし、その旨を被接種者に説明すると共に記名押印する。
- ⑥被接種者は、接種を受ける。
- ⑦接種済証発行等担当者は、接種後「接種済証」及び「予診票」にワクチンロット番号シールを貼付し、実施場所、接種年月日等を記入または押印する。
- ⑧被接種者は、体調確認後「接種券」を受け取る。1回目接種の場合は、2回目の日程案内と2回目に使用する予診票を受け取り退出。

【当日の流れ】



ウ 事後処理

- ①接種終了後、VRS を用いて接種記録を登録する。
- ②接種終了後、V-SYS を用いて実績報告する。

(5) 接種不相当者及び要注意者

予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。

ア 接種不相当者

- ・新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められる者
- ・明らかな発熱を呈している者（通常 37.5℃以上の発熱をいう。）
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- ・上記に該当する者のほか、予防接種を行うことが不相当な状態にある者

イ 予防接種の判断を行うに際して注意を要する以下の者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。また、接種を行うことができるか否か疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等の対応をとる。

なお、基礎疾患を有する者等については十分な予診を行い、基礎疾患の状況が悪化している場合や全身状態が悪い者等については、接種の延期も含め、特に慎重に予防接種の適否を判断する。

- ・心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- ・予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ・過去にけいれんの既往のある者
- ・過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- ・接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- ・バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

4 高齢者施設等入所者への施設内接種

町は、高齢者施設（特別養護老人ホーム長寿苑・経費老人ホーム福寿荘）に対して接種体制等の説明を行う。説明を受けた施設は、定期の予防接種の実施体制を基本としながら、接種場所の検討を行う。さらに、接種場所の検討結果や接種

対象者のうち当該施設で接種を予定する者の概算人数を事前に町へ報告し、必要に応じて接種医や運営方法について相談を行う。

また、入所者または家族等に対して、予防接種に関する必要な事項について説明を行う。

なお、高齢者施設従事者も併せて接種することとする。

(1) 実施期間

令和3年4月13日から令和3年7月末頃までの予定

(2) 実施体制

○接種責任医師

石野 秀岳 伊根診療所長

(3) 実施方法

ア 事前準備

①伊根診療所看護師は、接種を行う日と接種予定人数をあらかじめ長寿苑に確認しておく。

②伊根診療所看護師は、①の接種予定日をワクチン管理担当者に伝え、ディープフリーザーからワクチン保冷庫にワクチンを移す依頼をする。

③ワクチン管理担当者は、予定者数に応じて接種前日の月曜日夕方に必要量を伊根診療所ワクチン保冷庫に移す。

④伊根診療所看護師は、接種当日に④のワクチンをワクチン保冷庫から取り出し、シリンジに充填したのち長寿苑に運搬する。

イ 接種当日

「3. 集団接種（4）イ」に準じる。

ウ 事後処理

①伊根診療所看護師は、接種終了者の子診票を保健センターに届ける。

②保健センター職員は、VRS を用いて接種記録を登録する。

③保健センター職員は、②の処理終了後、V-SYS を用いて実績報告する。

(4) 接種不適合者及び要注意者

「3. 集団接種（5）」に同じ。

5 個別接種

(1) 実施期間

令和3年5月17日から令和4年2月28日まで

(2) 実施会場

町が指定した与謝医師会の協力医療機関を個別接種会場とする。

(3) ワクチンの配送

ワクチンは選定された地域担当卸が配送する。ただし、ファイザー社製ワクチンについては、地域担当卸ではなく国の指定した配送業者が納品する。ファイザー社製ワクチンは基本型接種施設である伊根診療所に納品されるため、サテライト型接種施設である本庄診療所に移送する必要がある。

(4) V-SYS への登録及び使用

各協力医療機関は V-SYS に登録し、ワクチン入手希望量の登録や配送状況を確認する。

(5) 実施方法

ア 事前準備

- ①各協力医療機関は、ワクチンの希望量を登録し、入荷量を確認する。
基本型接種施設：V-SYS を使用
サテライト型接種施設：ワクチン拠点と調整
- ②各協力医療機関はワクチンの入荷量に応じて予約を開始する。
- ③被接種者は、各協力医療機関に連絡し、1回目の接種日時を予約する
- ④各協力医療機関は、予約者数に応じてワクチンを管理する。

イ 接種当日

- ①被接種者は、各協力医療機関に「接種券」、「予診票」、本人確認書類（運転免許証、被保険者証等）を持って受診する。
- ②各協力医療機関では、まず検温を行い、その後本人確認等を行う。2回目以降の接種の場合は「接種済証」を確認し、ワクチン種別を確認する。
- ③医師は記入された「予診票」及び2回目以降の接種の場合は「接種済証」を元に、問診、視診、聴診等の診察を行い、結果を「予診票」の医師記入欄に記入し、「予診票」中段の「可能・見合わせる」のいずれかに○をし、その旨を被接種者に説明する。また、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について説明し、署名又は記名押印する。
- ④被接種者は接種を受ける。
- ⑤接種後、「接種済証」及び「予診票」にワクチンロット番号、接種量、実施場所、医師名、接種年月日等を記入する。
- ⑥経過観察後、被接種者は「接種券」、「予診票（本人控え）」受け取る。1回目の接種の場合は2回目の予約をとり終了となる。

ウ 事後処理

- ①接種終了後、VRS を用いて接種記録を登録する。
- ②月ごとに、町に委託料を請求する。

(6) 接種不適合者及び要注意者

「3. 集団接種 (5)」に同じ。

(7) 訪問接種

各協力医療機関は、被接種者からの申し出により訪問接種の日時を決定する。

なお、訪問診療を行った際にワクチン接種をした場合は、訪問診療での保険請求とワクチン接種の請求を同時に請求して差し支えない。

6 ワクチン各論

【ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2)】

(1) 対象者

接種を受ける日に 16 歳以上の者。

(2) 予防接種要注意者

予防接種要注意者の「基礎疾患を有する者」に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、接種要注意者に該当する。

なお、ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (以下、「ファイザー社製ワクチン」という。) のバイアルの栓には乾燥天然ゴム (ラテックス) は使用されていない。

(3) 接種方法

ア 1.8mL の日局生理食塩液で希釈したファイザー社製ワクチンを 18 日以上の間隔をおいて 2 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.3mL とすること。

イ ファイザー社製ワクチンと他の新型コロナウイルスワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性及び有効性に関するデータはないことから、同一の者には、同一のワクチンを使用すること。

(4) 接種間隔

18 日以上の間隔をおいて、標準的には 20 日の間隔をおいて 2 回接種することとし、1 回目の接種から間隔が 20 日を超えた場合はできるだけ速やかに 2 回目の接種を実施すること。前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として 13 日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

(5) 接種液の用法

冷蔵庫 (2～8℃) で解凍する場合は、解凍及び希釈を 5 日以内に行う。室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を 2 時間以内に行う。解凍後は再冷凍しない。希

釈前に室温に戻し、無菌操作で希釈を行う。バイアルに生理食塩水 1.8mL を加え、白色の均一な液になるまでゆっくりと転倒混和する。振り混ぜないこと。希釈後の液は、2～30℃で保存し、希釈後6時間以内に使用する。希釈保存の際には、室内照明による曝露を最小限に抑えること。直射日光及び紫外線 が当たらないようにすること。

(6) 接種部位

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこと。

(7) 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも 15 分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、状態の観察をする必要があること。接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなる又は失神等を起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。

なお、予診の結果等から血管迷走神経反射による失神が生じる可能性が高いと考えられる者については、ベッド等に横たわらせて接種するといった予防策を想定する。